

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>（投資法人設立届出書の添付書類） 第百八条 「略」</p> <p>2 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>「一・一の二 略」</p> <p>一の三 別紙様式第二号の二により作成した設立企画人（法人である場合を除く。次号、第三号及び第六号において同じ。）及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。）</p> <p>三 別紙様式第三号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号、第四号及び第五号（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同条</p>	<p>（投資法人設立届出書の添付書類） 第百八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・一の二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二 設立企画人（法人である場合を除く。次号及び第六号において同じ。）及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号及び第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。）</p> <p>三 別紙様式第三号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第四号及び第五号（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同条第二号か</p>

第二号から第五号まで)のいずれにも該当しないことを当該設立
企画人及び設立時執行役員候補者が誓約する書面

〔四〇七 略〕

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第六十三条の二 法第九十八条第二号(法第五十一条第六項にお
いて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、精
神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知
、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百五十五条 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定
める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、
申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

〔一〇四の二 略〕

四の三 別紙様式第九号の二により作成した執行役員及び監督役員
が法第九十八条第二号に該当しないことを誓約する書面

五 執行役員及び監督役員が法第九十八条第三号に該当しない旨の
官公署の証明書(当該執行役員又は監督役員が外国人である場合
を除く。)

六 別紙様式第十号により作成した執行役員が法第九十八条第二号
、第四号及び第五号(当該執行役員が外国人である場合には、同
条第二号から第五号まで)のいずれにも該当しないことを当該執

ら第五号まで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔四〇七 同上〕

〔条を加える。〕

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百五十五条 〔同上〕

〔一〇四の二 同上〕

〔号を加える。〕

五 執行役員及び監督役員が法第九十八条第二号及び第三号に該当
しない旨の官公署の証明書(当該執行役員又は監督役員が外国人
である場合を除く。)

六 別紙様式第十号により作成した執行役員が法第九十八条第四号
及び第五号(当該執行役員が外国人である場合には、同条第二号
から第五号まで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

行役員が誓約する書面

七 別紙様式第十一号により作成した監督役員が法第百条第一号（法第九十八条第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）から第五号まで及びこの府令第六十四条各号（当該監督役員が外国人である場合には、法第百条第一号（法第九十八条第二号から第五号までに係る部分に限る。）から第五号まで及びこの府令第六十四条各号）のいずれにも該当しないことを当該監督役員が誓約する書面

〔八〇十四 略〕

（登録事項変更の届出）

第二百十九条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 執行役員又は監督役員に変更があった場合 新たに執行役員又は監督役員となった者に係る次に掲げる書面

イ 第二十五条第四号及び第四号の三から第八号までに掲げる書面

ロ 〔略〕

〔四〇六 略〕

七 別紙様式第十一号により作成した監督役員が法第百条第一号から第五号まで（同条第一号の規定に基づく法第九十八条第二号及び第三号を除く。）及びこの府令第六十四条各号（当該監督役員が外国人である場合には、法第百条第一号から第五号まで及びこの府令第六十四条各号）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔八〇十四 同上〕

（登録事項変更の届出）

第二百十九条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 第二十五条第四号及び第五号から第八号までに掲げる書面

ロ 〔同上〕

〔四〇六 同上〕

別紙様式第2号の2 (第108条第2項第1号の3関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

設立企画人 住 所

氏 名 印

〔法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名〕

誓 約 書

設立企画人及び設立時執行役員の候補者は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号に該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

設立企画人が法人である場合には、誓約書面中「設立企画人及び設立時執行役員の候補者」とあるのは、「設立時執行役員の候補者」とする。

別紙様式第3号 (第108条第2項第3号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

氏 名 印

誓 約 書

[様式を加える。]

別紙様式第3号 (第108条第2項第3号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

氏 名 印

誓 約 書

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第9号の2 (第215条第4号の3関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

投資法人 住 所

商 号

執行役員名

印

誓 約 書

当投資法人執行役員及び監督役員は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号に該当しない者であることを誓約します。

別紙様式第10号 (第215条第6号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

氏 名

印

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

[様式を加える。]

別紙様式第10号 (第215条第6号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

氏 名

印

誓 約 書

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第11号（第215条第7号関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務（支）局長 殿

氏 名 印

誓 約 書

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号、第4号及び第5号並びに第100条第2号から第5号までに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第164条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

誓 約 書

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第11号（第215条第7号関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務（支）局長 殿

氏 名 印

誓 約 書

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号及び第5号、第100条第2号から第5号までに並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第164条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

備考、表中の「」の記載は注記である。